

建設業経営事項審査について **重要**

国や地方公共団体などが発注する公共工事を請け負おうとする建設業者は、建設業法に基づく経営事項審査を受けている必要があります。

また、その経営事項審査結果の有効期間は、審査申請直前の決算日から **1年7ヶ月間** となっています。



千歳市では、公共工事を発注するに当たり、皆さんに提出していただいた経営事項審査結果の写しで、建設業法で義務付けられている経営事項審査を受けているかを確認しています。もし、有効期間に「空白期間」が生じることとなると、公共工事を落札しても、契約ができない場合があります。

従いまして、**経営事項審査結果の有効期限に「空白期間」が生じることの無いよう、新しい経営事項審査結果通知書が届きましたら、速やかに千歳市競争入札参加資格変更届と合わせて提出するようお願いいたします。**

併せて、資格審査の際に提出いただいた建設業許可通知書の写しにつきましても、有効期間を確認のうえ、経営事項審査結果同様の取り扱いをお願いいたします。



【お問い合わせ先】

千歳市総務部契約管財課契約係

☎0123-24-3131（内線226、309、310）

☎0123-24-0535（直通ダイヤルイン）